

第 3 回 水 戸 市 農 業 委 員 会 総 会 会 議 録

会長 笹沼恭一は、令和 2 年 9 月 1 1 日午前 9 時 3 0 分、水戸市農業委員会総会を水戸市本庁舎 2 階大会議室に招集した。

出席委員（17名）

1 番 江 橋 健 男	2 番 高 橋 基	5 番 今 関 征 一
6 番 深 谷 泉	7 番 飯 島 清 光	9 番 雨 谷 克 己
10 番 安 藏 久 男	13 番 市 村 正 司	14 番 吉 澤 勇
15 番 笹 沼 恭 一	17 番 皆 川 晃	18 番 伊 藤 明 美
19 番 軍 地 美 代	20 番 高 安 幸 一	21 番 園 部 優
22 番 大 圖 金 雄	24 番 外 岡 健 寿	

欠席委員（7名）

3 番 渡 邊 隆 文	4 番 立 原 清 子	8 番 一 木 克 昭
11 番 皆 川 重 文	12 番 浅 井 紘 一	16 番 関 成 一
23 番 小 島 雄 一		

事務局

事務局長	横 山 英 雄	次長	吉 川 正 浩
次長補佐兼 調査広報係長	小 野 克 也	農地係長	谷 津 知 一
農地係	江 幡 清 美	農地係	関 拓 也
農地係	塚 田 一 平		

内 容

1. 議事

- 議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可について
- 議案第 2 号 農地法第 4 条の規定による許可について
- 議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可について
- 議案第 4 号 保留分の再審議について
- 議案第 5 号 農用地利用集積計画の決定に係る承認について
- 議案第 6 号 農用地利用配分計画案に係る意見聴取について

2. 報告

- 報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出に対する受理について
- 報告第2号 農地法第4条の規定による市街化区域内の転用届出に対する受理について
- 報告第3号 農地法第5条の規定による市街化区域内の転用届出に対する受理について
- 報告第4号 農地法第18条第6項の通知について
- 報告第5号 制限除外の農地の移動届について
- 報告第6号 登記官等からの地目確認照会に係る原状回復命令を発する有無について
- 報告第7号 農地の転用事後調査結果について
- 報告第8号 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認について

会 議 の 概 要

事務局 それでは、定刻前ではございますが、全委員がお集まりでございますので、会長、開会をお願いいたします。

会 長 皆さん、おはようございます。

本日は3回目の総会ということで、皆様には時節柄大変お忙しい中出席を頂きましてありがとうございます。

ご承知の通り、本日の総会は大会議室で開催されます。窓も多く、日の光をたくさん取り込んでいるため、とても明るい雰囲気となっております。コロナにつきましては、いまだ終息は見えておりません。その中で、茨城はステージ3からステージ2になるということではありますけれども、まだまだ気を緩めてはいけないかと思っております。そういう時勢も踏まえ、本日の審議は迅速に進めていきたいと思っております。皆さん、既にもう収穫に入っていると思えますし、やはり、このところ7月の異常気象もあり、場所によっては例年なりであったり、少し減収であったりというような話を伺っております。そういう中で、農業収穫が前年度からは9割、もしくはもっと下がるのではないかとこの予想が立っておりますので、本当に準備しなければなりません。

それから、本日の総会は第3回にはなるんですけれども、太陽光発電設備の事業はまだまだ利回りもいいということで、いろんな地域で申請の案件が出ると思います。これにつきましては、あくまでも私どもの判断基準は農地法、それが第一であります。そして、また地域環境整備・調整を行うことも大切ですので、それも踏まえて今後審議を進めてまいりたいと思っております。

以上であります。本日は大変ご苦労さまでございます。

議 長 それでは、ただいまから第3回水戸市農業委員会総会を開会いたします。

本日の出席委員は17名、欠席委員は7名であります。よって、過半数に達しておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項に基づき、会議が成立いたしますことをご報告いたします。

続きまして、議事録署名人の選出についてお諮りいたします。

いかがいたしましょうか。

(「議長一任」の声あり)

議 長 ただいま議長一任とのお声がございましたが、議長が指名することでご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 それでは、異議なしと認め、議長より指名をさせていただきます。

1 番の江橋健男委員， 5 番の今関誠一委員， よろしくお願ひいたします。

初めに， 議案の取下げがありますので， 事務局から説明をさせます。

事務局 議案の取下げがございますので， お手元の「第 3 回水戸市農業委員会総会（取下）」と記載された用紙をご覧ください。

取下げ案件は 1 件でございます。

案件は議案書の 8 ページになります。

議案第 4 号 保留分の再審議についてでございます。

9 月 9 日に申請人から取下願が提出されたことによる取下げです。

説明は以上でございます。

議 長 次に， 審議総括表について事務局から説明をさせます。

事務局 第 3 回総会の農地法許可申請等に関する審議総括についてご説明いたします。

お手元の総括表をご覧ください。

農地法第 3 条の審議案件が 7 件， 農地法第 4 条の審議案件が 5 件， 農地法第 5 条の審議案件が 22 件でございます。報告事項といたしまして， 農地法第 3 条の 3 の届出が 9 件， 農地法第 4 条の届出が 8 件， 農地法第 5 条の届出が 12 件， 農地法第 18 条第 6 項の通知が 1 件， 制限除外の農地の移動届出が 2 件， 登記官等からの地目確認照会が 4 件でございます。

審議案件， 報告事項合わせまして 70 件が本日の審議総括となっております。

説明は以上でございます。

議 長 議案に入ります前に， 私の担当地区については関係委員として意見できませんので， 調査の上， 代理発言を 17 番の皆川晃委員にお願いいたします。

それでは， 議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可についてを上程いたします。第 1 項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第 1 項でございますが， 内容は議案書のとおりでございます。農地法第 3 条第 2 項各号のいずれにも該当しないため， 許可可能であると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

軍地委員 19 番, 軍地です。

この案件につきまして調査検討をした結果, 法令に照らし許可相当と思われるので, 皆様のご審議よろしくお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが, いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見でございますので, 異議なしと認め, 許可と決定いたします。

次に, 第 2 項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第 2 項でございますが, 内容は議案書のとおりでございます。農地法第 3 条第 2 項各号のいずれにも該当しないため, 許可可能であると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

安藏委員 10 番, 安藏です。

調査検討した結果, 法令に照らし許可相当と思われるので, ご審議をお願いいたします。

議 長 関係委員からは許可相当とのご意見でございますが, いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見でございますので, 異議なしと認め, 許可と決定いたします。

次に, 第 3 項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第 3 項でございますが, 内容は議案書のとおりでございます。農地法第 3 条第 2 項各号のいずれにも該当しないため, 許可可能であると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

園部委員 21 番，園部です。

調査検討した結果，法令に照らして許可相当と思われるので，ご審議をお願いします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが，いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのご意見でございますので，異議なしと認め，許可と決定いたします。

次に，第 4 項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第 4 項でございますが，内容は議案書のとおりでございます。農地法第 3 条第 2 項各号のいずれにも該当しないため，許可可能であると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

飯島委員 7 番，飯島です。下大野町の案件についても代表して発言します。

調査検討した結果，法令に照らして許可相当と思われるので，ご審議をお願いします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが，いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのご意見でございますので，異議なしと認め，許可と決定いたします。

次に，第 5 項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第 5 項でございますが，内容は議案書のとおりでございます。農地法第 3 条第 2 項各号のいずれにも該当しないため，許可可能であると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

飯島委員 7番, 飯島です。

調査検討した結果, 法令に照らし許可相当と思われますので, ご審議をお願いします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが, いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見でございますので, 異議なしと認め, 許可と決定いたします。

次に, 第6項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第6項でございますが, 内容は議案書のとおりでございます。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため, 許可可能であると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

飯島委員 7番, 飯島です。

調査検討した結果, 法令に照らし許可相当と思われますので, ご審議をお願いします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが, いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見でございますので, 異議なしと認め, 許可と決定いたします。

次に, 第7項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第7項でございますが, 内容は議案書のとおりでございます。農地法第3条第

2項各号のいずれにも該当しないため、許可可能であると考えます。
以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

外岡委員 24番、外岡です。23番、小島委員の代理発言をいたします。

調査検討した結果、法令に照らし許可相当と思われます。ご審議をよろしく
お願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたしま
す。

次に、議案第2号 農地法第4条の規定による許可についてを上程いたします。
まず、第1項を上程いたします。
事務局から説明をさせます。

事務局 第1項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、市街
化の傾向が著しく宅地が連たんしていることから、第3種農地と思料されます。
以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

皆川(晃)委員 17番、皆川です。15番、笹沼委員の代理発言となります。

調査検討した結果、法令に照らし許可相当と思われますので、ご審議をお願いいた
します。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたしま
す。

次に、第2項を上程いたします。
事務局から説明をさせます。

事務局 第2項でございますが、内容は議案書のとおり是正するため、始末書を添えての申請であります。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

皆川（晃）委員 17番、皆川です。15番笹沼委員の代理発言となります。

調査検討した結果、法令に照らし許可相当と思われますので、ご審議をお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第3項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第3項でございますが、内容は議案書のとおり是正するため、始末書を添えての申請でございます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

高安委員 20番、高安です。

調査検討した結果、法令に照らし許可相当と思われますので、皆様のご審議をお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第4項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第4項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は宅地や山林に囲まれた生産性の低い農地であることから、農地区分は第2種農地と史料されます。

なお、建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見を願います。

深谷委員 6番、深谷です。12番、浅井委員の代理発言です。

調査検討した結果、法令に照らし許可相当と思われますので、ご審議をよろしく願います。

議 長 関係委員から許可相当のご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第5項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第5項でございますが、内容は議案書のとおり是正するため、始末書を添えての申請でございます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見を願います。

深谷委員 6番、深谷です。12番、浅井委員の代理発言です。

調査検討した結果、法令に照らし許可相当と思われますので、ご審議をよろしく願います。

議 長 関係委員から許可相当のご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、議案第3号 農地法第5条の規定による許可についてを上程いたします。

第1項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第1項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は公共投資の対象となっていない小集団の農地であることから、農地区分は第2種農地と思料されます。

なお、申請地は令和2年7月に使用貸借にて5条転用許可を受けておりますが、契約内容を地上権の設定に変更する旨で許可後の事業計画変更申請が提出されております。

また、建築指導課の開発許可を受けております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

皆川(晃)委員 17番、皆川です。

調査検討した結果、法令に照らし許可相当と思われますので、ご審議をお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第2項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第2項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は宅地や雑種地に囲まれた生産性の低い農地であることから、農地区分は第2種農地と思料されます。

なお、建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ており

ます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

皆川（晃）委員 17番，皆川です。

調査検討した結果，法令に照らし許可相当と思われますので，ご審議をお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが，いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのご意見でございますので，異議なしと認め，許可と決定いたします。

次に，第3項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第3項でございますが，内容は議案書のとおりでございます。申請地は宅地や山林に囲まれた生産性の低い農地であることから，農地区分は第2種農地と思料されます。

なお，建築指導課に開発許可の申請があり，許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

皆川（晃）委員 17番，皆川です。15番笹沼委員の代理発言となります。

調査検討した結果，法令に照らし許可相当と思われますので，ご審議をお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが，いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのご意見でございますので，異議なしと認め，許可と決定いたします。

次に、第4項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第4項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は宅地や雑種地に囲まれた生産性の低い農地であることから、農地区分は第2種農地と史料されます。

なお、建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

皆川（晃）委員 17番、皆川です。15番笹沼委員の代理発言となります。

調査検討した結果、許可相当と思われますので、ご審議をお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当のご意見でございますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第5項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第5項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は宅地や雑種地に囲まれた生産性の低い農地であることから、農地区分は第2種農地と史料されます。

なお、建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

皆川（晃）委員 17番、皆川です。15番笹沼委員の代理発言となります。

調査検討した結果、法令に照らし許可相当と思われますので、ご審議をお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見でございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第6項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第6項でございますが、内容は議案書のとおり、一時転用申請でございます。

申請地は宅地や雑種地に囲まれた生産性の低い農地であることから、農地区分は第2種農地と思料されます。

なお、転用期間は6か月でございます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

皆川(晃)委員 17番、皆川です。15番笹沼委員の代理発言となります。

調査検討した結果、法令に照らし許可相当と思われますので、ご審議をお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見でございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第7項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第7項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は公共投資の対象となっていない小集団の農地であることから、農地区分は第2種農地と思料されます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

安藏委員 10 番, 安藏です。

この件については, 申請地に接している道が狭いため, 隣接の農地の営農への影響が大きいと考えられ, 太陽光設置事業者が事業計画の調整を行っているところでありますので, 現状では保留が妥当という意見でございます。ご審議よろしくお願いたします。

議 長 関係委員から保留が妥当というご意見でございますが, いかがでしょうか。異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので, 保留として来月に再審議にすることに決定いたします。

次に, 第 8 項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第 8 項でございますが, 内容は議案書のとおりでございます。申請地は宅地や雑種地に囲まれた生産性の低い農地であることから, 農地区分は第 2 種農地と史料されます。

なお, 建築指導課に開発許可の申請があり, 許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見を願いたします。

安藏委員 10 番, 安藏です。

調査検討した結果, 法令に照らし許可相当と思われまますので, ご審議をよろしく願いたします。

議 長 関係委員から許可相当のご意見でございますが, いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので, 異議なしと認め, 許可と決定いたします。

次に, 第 9 項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第9項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は公共投資の対象となっていない小集団の農地であることから、農地区分は第2種農地と思料されます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

安藏委員 10番、安藏です。

調査検討した結果、法令に照らし許可相当と思われるので、ご審議をよろしくお願ひします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に第10項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第10項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は宅地や山林に囲まれた生産性の低い農地であることから、農地区分は第2種農地と思料されます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

安藏委員 10番、安藏です。

調査検討した結果、法令に照らし許可相当と思われるので、ご審議をよろしくお願ひします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

す。

次に、第 11 項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第 11 項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は広がりのある農地であることから、農地区分は第 1 種農地と思料されますが、農地法施行規則第 33 条第 4 号の規定がございます。

なお、建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

高安委員 20 番、高安です。

調査検討した結果、法令に照らし許可相当と思われれます。ご審議をお願いします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第 12 項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第 12 項でございますが、内容は議案書のとおり、一時転用申請でございます。

申請地は農用地区域内にある農地でございますが、農地法施行令第 11 条第 1 項第 1 号イ及びロの例外規定がございます。

なお、転用期間は 5 か月でございます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

園部委員 21 番、園部です。

調査検討した結果、法令に照らし許可相当と思われれますので、ご審議をお願いします。

す。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見でございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第13項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第13項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は公共投資の対象となっていない小集団の農地であることから、農地区分は第2種農地と史料されます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

園部委員 21番、園部です。

調査検討した結果、法令に照らして許可相当と思われまますので、ご審議を願います。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見でございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第14項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第14項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は宅地や山林に囲まれた生産性の低い農地であることから、農地区分は第2種農地と史料されます。

なお、建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

大圖委員 22 番，大圖です。16 番関係委員の代理発言となります。

調査検討したところ，法令に照らし許可相当と思われます。皆様，ご審議をよろしくお願いをいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが，いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのご意見でございますので，異議なしと認め，許可と決定いたします。

次に，第 15 項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第 15 項でございますが，内容は議案書のとおりでございます。申請地は宅地や山林に囲まれた生産性の低い農地であることから，農地区分は第 2 種農地と史料されます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

大圖委員 22 番，大圖です。16 番関係委員の代理発言となります。

この案件も調査検討したところ，法令に照らし許可相当と思われます。皆様，ご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが，いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのご意見でございますので，異議なしと認め，許可と決定いたします。

次に，第 16 項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第 16 項でございますが，内容は議案書のとおりでございます。申請地は宅地や山林に囲まれた生産性の低い農地であることから，農地区分は第 2 種農地と史料さ

れます。

なお、建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

大圖委員 22番、大圖です。この案件も16番関係委員の代理発言となります。

調査検討したところ、法令に照らし許可相当と思われます。皆様、ご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第17項と第18項は関連がございますので、併せて事務局から説明をさせます。

事務局 第17項及び第18項でございますが、受人は17項については事務所、第18項については作業所を移転新築したい旨の申請でございます。申請地は宅地や山林に囲まれた生産性の低い農地であることから、農地区分は第2種農地と思料されます。

なお、建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

市村委員 13番、市村です。3番、渡邊委員の案件でございますが、代理発言いたします。

調査検討したところ、法令に照らし許可相当と思われますので、ご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことをごさいますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第 19 項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第 19 項をごさいますが、内容は議案書のとおりをごさいます。申請地は広がりのある農地であることから、第 1 種農地と思料されますが、農地法施行令施行規則第 33 条第 4 号の例外規定をごさいます。

なお、建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上をごさいます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

深谷委員 6 番，深谷です。

調査検討した結果、法令に照らし許可相当と思われますので、ご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当のご意見をごさいますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことをごさいますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第 20 項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第 20 項をごさいますが、内容は議案書のとおりをごさいます。申請地は宅地や山林に囲まれた生産性の低い農地であることから、農地区分は第 2 種農地と思料されます。

以上をごさいます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

深谷委員 6 番，深谷です。

この案件に関しましても、調査検討した結果、法令に照らし許可相当と思われますので、ご審議をよろしく願います。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見でございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第 21 項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第 21 項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は広がりのある農地であることから、第 1 種農地と思料されますが、農地法施行規則第 33 条第 4 号の例外規定がございます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見を願います。

深谷委員 6 番、深谷です。12 番、浅井委員の代理発言になります。

この案件に関しましても、調査検討した結果、法令に照らし許可相当と思われますので、ご審議をよろしく願います。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見でございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第 22 項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第 22 項でございますが、内容は議案書のとおり一時転用申請でございます。

申請地は広がりのある農地及び宅地に囲まれた農地であることから、第 1 種農地及び第 2 種農地と思料されます。第 1 種農地の例外規定に農地法施行令第 11 条第 1 項第 1 号イ及びロの例外規定がございます。

なお、転用期間は 3 年間でございます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

大圖委員 22 番, 大圖です。

調査検討したところ, 法令に照らし許可相当と思われます。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが, いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので, 異議なしと認め, 許可と決定いたします。

次に, 議案第 5 号 農地利用集積計画の決定に係る承認についてを上程いたします。事業担当課から説明をさせます。

事業担当課 お手元の資料別紙 1 をご覧ください。

議案第 5 号 農用地利用集積計画の決定に係る承認についてご説明いたします。

令和 2 年農用地利用集積計画書の集計表にて内容を申し上げます。

表の 1 段目から 4 段目, それぞれの期間ごとの設定については, 各自でご確認ください。

今回の設定の合計につきましては, 田が 2 万 2, 371 平方メートル, うち再設定 1 万 6, 779 平方メートル, 畑が 2 万 7, 740 平方メートル, うち再設定 1 万 3, 888 平方メートル, 設定者 17 名, 取得者 7 名, うち再設定の設定者 9 名, 取得者 4 名でございます。

利用権設定年月日は, 令和 2 年 9 月 18 日を予定しております。

なお, 以上につきましては, 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

説明につきましては以上でございます。

議 長 事業担当課から説明ありましたが, ご意見, ご質問等がございましたらお願いいたします。

(「なし」の声あり)

議 長 承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしとのことですので、異議なしと認め、承認することに決定いたします。

次に、議案第6号 農用地利用配分計画案に係る意見聴取についてを上程いたします。

事業担当課から説明をさせます。

事業担当課 お手元の資料で別紙2をご覧ください。

議案第6号 農用地利用配分計画案に係る意見聴取についてご説明いたします。

令和2年農用地利用配分計画書（案）について、集計表にて内容を申し上げます。

表の1段目から3段目、それぞれの期間ごとの設定については、各自でご確認ください。

今回の設定の合計につきましては、田が再設定のみで2,887平方メートル、畑が再設定のみで3万9,630平方メートル、設定者1名、所得者5名でございます。

なお、設定者は農地中間管理機構である茨城県農林振興公社でございます。

賃借権の設定年月日は、令和3年1月1日に予定されております。

農用地利用配分計画（案）の一覧につきまして、次のページから記載してさせていただきます。

なお、以上につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第4項の各要件を満たしていると考えます。

議案第6号につきまして、説明は以上でございます。

議長 事業担当課から説明ありましたが、ご意見、ご質問等がございましたらお願いいたします。

（「なし」の声あり）

議長 長 意見なしで回答することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長 長 異議なしとのことですので、異議なしと認め、意見なしで回答することに決定いたします。

次に、報告事項について事務局から説明をさせます。

事務局 報告についてご説明いたします。

お手元の水戸市農業委員会報告事項をご覧ください。

報告第1号、報告第2号、報告第3号にある農地法第3条の3、第4条、第5条の

届出とともに、内容につきましては記載のとおりでございます。

添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により全項受理通知書を交付いたしました。

報告第4号、第5号、第6号、第7号、第8号につきましても、資料のとおりでございます。

説明は以上でございます。

議 長 次に、その他として太陽光発電設備について事務局から話がありますので、説明をさせます。

事務局 その他としまして、太陽光発電設備についてご説明がございます。

7月に新たに委員となりました方もおられることから、営農型太陽光発電設備について改めてご説明いたします。

別紙でご用意しております「営農型太陽光発電設備（ソーラーシェアリング）について」と記載のある資料をご覧ください。

まず、一番上の写真をご覧ください。

営農型太陽光発電設備とは、農地に支柱を立てて、営農を継続しながら上部空間に太陽光発電設備を設置することでございます。

農地転用の扱いとしましては、太陽光発電パネルを載せる架台を支える支柱部分が一時転用の対象となります。栽培する農作物に制限はございませんが、実際に日陰となる農地で栽培できる作物を栽培していくことになるかと思われまます。

次に、一時転用の許可期間ですが、通常は3年間です。ただし、効率的かつ安定的な農業経営者、いわゆる認定農業者などが発電事業及び営農を行う場合には10年間まで許可できる制度になっております。また、第2種農地や第3種農地といった優良農地とはいえない農地で行う場合も、10年間まで許可できることになっております。許可期間満了時に再度許可を受けることで、営農と発電事業を継続していくことになります。

次に、許可後の手続としましては、許可を受けた者は、年に一度栽培している農作物の生育状況や収穫量の報告を農業委員会へ行い、農業委員会は営農状況を確認していきます。この制度により、荒廃農地の再生利用や担い手の所得向上を通じた農業経営の発展が期待できる一方、農業生産を適切に行わないことや周辺農地への影響など懸念があることから、農業委員の皆様におかれましてはパネルの下での収穫が期待できるものなのか、事業者が継続的に事業を行えるのか、周辺農業計画へ支障が生じないのかなどを確認の上、慎重な審議が必要な制度かと思われまます。

2枚目をご覧ください。

こちらは、農地所有者、発電事業者、営農者の3者が行う場合のイメージ図になりますので、後ほどご確認いただければと思います。

続いて、B4サイズの横長の資料をご準備願います。

今年度、2020年度から再生可能エネルギー固定価格買取制度が改正されたことによる太陽光発電設備の影響などについてご説明いたします。

再生可能エネルギー固定価格買取制度とは、簡単に申し上げますと、太陽光発電設備を設置して事業化するために必要となる制度のことです。

事業を始めるに当たり、事業認定を受ける必要がございます。その認定は、今年の4月以降されるものについて条件に変更がございました。

変更内容の1つ目は、発電した電気を自家消費すること。2つ目は災害時に発電した電気が活用できることの条件が追加されました。ただし、営農型太陽光発電設備で10年間の一時転用許可がされるものについては、自家消費することなく全量売電が可能となっております。先ほどご説明いたしました営農型太陽光発電設備の農地転用許可基準についてご説明しましたが、資料に示しております3つの条件のうち1つを満たせば、一時転用期間を10年間とすることができます。そこで、太陽光発電事業者はその条件として易しい条件、3番目の第2種農地や第3種農地で営農型太陽光発電設備の許可を得ることを計画しており、実際、事務局の窓口にも事業者からの相談もされているところでございます。

そういったことで、今後予想されることとしましては、1つ目として、農地以外の土地、例えば山林や雑種地などを農地化した上であえて農地転用許可を受けようとする案件の増加。2つ目として、電気の全量売電を目的とした形だけの営農型となり、営農の実態が伴わない案件の増加が予想されております。

そこで、今後の注意点としまして、確実に営農に取り組むのかなどを営農計画や実績から見極めることになるため、許可申請時における一層の内容調査と1年ごとに提出される営農報告を基に、営農状況の把握や、場合によっては改善指導等も必要になるかと思われまます。

ここまでの営農型太陽光設備に関しての制度などについてご案内いたしました。

最後に、別紙の「太陽光発電設備設置事業者の皆様へ」という資料をご覧ください。

太陽光発電設備は、経済産業省において制度化されている事業であり、農地転用も可能なものでございます。一方で、実際に太陽光発電設備が設置される周辺住民の一部の方から敬遠され、農業委員会へ不満を訴える方がいる側面も持つ事業でございます。そこで、事務局としましては、窓口で相談があった際や申請書を受け取る際にこの資料を渡し、周辺住民に対して事前に説明をして理解を得ていただくようお願いをしているところでございます。農地法の許可基準におきましては、周辺住民の同意は不要ではございますが、そのような実態がある事業でございますので、あ

らかじめトラブルを回避するためにお願いをしているわけでございます。周辺住民への丁寧な事業説明をしていただくよう、委員の皆様が調査される際には事業者に対して引き続きのお願いをしていただければ幸いです。どうぞよろしく願いいたします。

私からの話は以上になります。

議 長 ただいま事務局から説明がありました。ご意見、ご質問等がございましたらお願いいたします。

市村委員、どうぞ。

市村委員 13番、市村です。

ただいま営農型の太陽光発電設備の話がありましたが、近隣は太陽光発電の設置が大分多くなっております。それで、本日の案件でございますけれども、第4号の取下げ、それが先月の保留の案件でしたが、9月4日の運営委員会の後にこの藤井町の現場を見させていただきました。確かに、問題となっている道路は狭くて太陽光発電設備を設置してしまうとそこを通れない人が出たり、営農において支障が出たりする条件のところでございます。その前の農地には東電の電柱が建っておりまして、東電の電柱は道路から約2メートルぐらいの中に入って建っておりまして。道路に対してセットバックすることも必要だということで、業者や地権者に話をして今後も調整してもらえばいいのかなと、思った次第でございます。本当に、園部委員、ご苦労さまでございました。ありがとうございます。

以上です。

議 長 そうですね、私の話にもあったと思うんですけども、太陽光発電設備に関する周辺地域との調整についての話は今後もどんどん増えていきます。そういう中で、やはり太陽光発電設備そのものが構築物に当たらないために正式なセットバックの義務はないんですけども、農業機械も大型化しているので、やはり事業概要を当初事務局で受け付けるときに、どういった規模のものができるかということを経営委員に一応お知らせしましょう。25日で受付していますが、運営委員会まで10日あります。その中で地元の委員と意見調整や周辺地域との調整を行い、それから問題があれば運営委員会、総会というように進めていければと思っております。

それと同時に、遊休農地は本当に解消しないといけないというのが各農業委員会の使命でもあります。ここに太陽光発電設備を設置することによって事業設置者、そしてまた農地の提供者、そちらもやはり権利があり、それと同時に住んでいる方にもいろんな権利も生じており、それらの権利と権利の衝突となると大変なことになります。

それを未然に防ぐためには農業委員会が実際に住んでいる方の立場、そしてまた事業設置者の立場も両方考えて、今後は常時現地をよく調査をし、役員会で問題がないかということを見たりして調整していく、そういうような方向で進めてまいりたいと思っております。

ほかにございませんか。

どうぞ。

深谷委員 6番、深谷です。確認なんですけれども、B4の用紙の説明で、真ん中の転用許可基準というところの最後に、いずれの条件に該当しない場合には、一時転用期間は3年間とする、と注意書きがあるんですけれども、これは営農型ではなくて、一般的な事業用の太陽光発電設備の話ですよ。

議長 長 どうぞ。

事務局 深谷委員のご質問にお答えいたします。

まず、こちらの説明については、営農型で許可をする場合には3年間の一時転用が通常でございますが、認定農業者が発電及び営農を行う場合や、2種、3種、あるいは荒廃農地などを利用して営農型をやられる場合には一時転用の許可期間が10年間まで延びますという制度になってございます。

深谷委員 営農型の場合ですね。はい、分かりました。

議長 長 よろしいですか。ほかにはございませんか。

どうぞ。

大圖委員 22番、大圖です。

営農型の説明のときに、事務局より生育状況を確認して、営農が適切な継続が確保されているかという農業委員会の確認は、例えば年に1回とか2回など、実際は何回ぐらいなのでしょう。

議長 長 事務局から説明をお願いします。

事務局 大圖委員のご質問についてご説明いたします。

この制度において、営農報告は年に1度報告されるものであり、相手方から農業委員会に出されるものになります。期限としましては、毎年2月までに提出することと

なっております。提出されましたら、そこで収穫量などが記載されております。通常
の営農をして8割よりも減じた、つまり収穫量が少なくなった場合には、何かしらの
改善措置を施してもらう必要がございますので、そういったところで営農状況、うまく
作物が育っているのか、耕作されているのかを調査していく必要がございます。

また、調査方法につきましては、初めて受けますので、周りの市町村の調査方法な
どを参考にしながら、委員さんにご協力頂いたり、または事務局で行ったりするのか、
そういったところを決めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

議 長 ありがとうございます。

ほかにはございませんか。

どうぞ。

今関委員 5番、今関です。

営農型の農地が低利用の場合の心配なのですが、この営農型で実際に作付をした時
に、反収幾ら以上の目標というのはいないんですか。

議 長 事務局。

事務局 ご質問にお答えいたします。

申請時に、通常、この作物を茨城県ですとか水戸市で栽培した場合に、反収幾らぐ
らいになるかとの統計情報などを基準にしまして、それに対して8割よりも減った場
合には改善するよう指導するというような流れになります。つまり、平均的な収穫量
の2割までしか減らずに収穫ができれば、継続して事業が行えるという制度になっ
ております。

議 長 よろしいですか。

今関委員 どうもありがとう。

議 長 ほかにございませんか。

どうぞ。

江橋委員 1番、江橋です。

今、収量や基準、収益については県なり市なりの今までの統計上の数字を基準に8

割という判断をしますという理解でいいですか。

それとも一つ、太陽光発電設備を設置するに当たって、周辺地域の住民から苦情や心配が出ていることもあると説明の中にあっただんですが、具体的にどういう苦情があったのでしょうか。特徴的なもので結構ですから、こんなことがあったんですよという、そういう類いの説明をお願いします。

議 長 幾つもあげると切りがないから、特徴的なもの1つだけでいいですね。

江橋委員 はい。

議 長 では、1つだけありますか、事務局から説明をお願いします。

事務局 まず、初めのご質問についてお答えしますと、統計がされている作物については、その統計を利用するということになっております。そういったものがない場合には、近隣市町村の営農型太陽光発電設備の実績があるところでの平均収穫量などを参考にしております。

2点目のご質問につきましては、簡単に言いますと、住宅のそばに太陽光を設置されること、景観が悪くなる、住環境が悪くなる、そうなってしまったのは農業委員会が許可したからだというような内容の訴えです。

議 長 江橋委員、よろしいですか。

江橋委員 はい。

議 長 他にありますか。はい、どうぞ。

園部委員 21番、園部です。

江橋委員のご意見に関する、私が聞いた太陽光の発電によって影響を受けた事例・相談なんですけれども、まず、ハウスで耕作している方で、今年大変暑かったです。近くに太陽光発電設備ができたために、以前よりもハウスの中が暑くなり過ぎて、作物の生育が悪かったということです。もう一つは、太陽光発電設備ができたために排水が多くなってしまったという事例です。今年7月にすごい雨がありました。そのかなりの量の雨が太陽光発電設備のある土地から排水されてしまい、畑の中に入ってきて作物が駄目になってしまったと、そういう事例がございます。

議 長 分かりました。

これは許可後にきつといろんなケースがあると思うんですけども、どの辺まで予想できるかということも非常に難しいと思うんです。現行の農地法上、先ほど言ったようにここまでなら農地法上の範囲内、そこから先は想像される農地への影響や地域への影響というようなことですね。なるべく苦情を少なくするには、まず事業概要、そしてまた予想される被害などを把握する。それがやはりあくまでもお願いということにはなろうかと思えますけれども、周辺地域と事業者の調整を行っていくという流れになると思います。それについては、水戸市の近隣のひたちなか市、那珂市、茨城町、その他の市町村など、同じようなペースで太陽光発電設備の設置は進んでいると思いますので、事務局で調査をして、運営委員会で報告していただき、そしてまた、総会でご報告をさせていただきます。

ほかにございますか。

(「なし」の声あり)

議 長 それでは、以上をもちまして、第3回総会を閉会といたします。

ご審議を頂き、ありがとうございました。

閉会 午前10時20分